

令和2年度 第1回三重県道路インフラメンテナンス協議会

概要

- 令和2年度第1回協議会を開催し、①規約改定の承認、②令和元年度の点検結果、措置の実施状況、及び③令和2年度の点検計画について確認されました。
- 2019年度（2巡目初年度）の三重県内の点検実施率は橋梁18%（1巡目初年度7%）、トンネル33%（同54%）、道路付属物17%（同29%）であり、平準化が進んでいることが確認されました。
- 三重県内の判定区分Ⅲ、Ⅳ（橋梁）の修繕等の措置は、2019年度までに国土交通省92%、高速道路会社19%、地方公共団体等56%の施設について着手されていることが報告されました。
- 令和2年度の点検対象施設の点検計画については、橋梁5,252橋、トンネル18施設、道路付属物等164施設が実施予定であり、各施設の点検計画率からも概ね5年に1回の点検が可能なペースであることが確認されました。

開催日時・場所等

- 日 時：令和2年12月1日（火） 14:00～15:00
- 場 所：三重県建設技術センター鳥居支所 2階会議室
- 参加者：61名 中部地方整備局（13名）、三重県（8名）、市町（28市町36名）
中日本高速道路㈱（2名）、三重県建設技術センター（2名）

会議状況



令和2年度 第1回
三重県道路インフラメンテナンス協議会

日時:令和2年12月1日(火)14:00~

場所:三重県建設技術センター鳥居支所 2階会議室

議 事 次 第

1. 開会
2. 挨拶
3. 議事
 - (1) 規約改定
 - (2) 令和元年度の点検結果、措置の実施状況
 - (3) 令和2年度の点検計画

～ (休 憩) ～

4. 意見交換
5. 閉会

令和2年度 第1回 三重県道路インフラメンテナンス協議会

資料

令和2年12月1日

協議会資料目次

1. 【資料1】 三重県道路インフラメンテナンス協議会 規約改定(名簿(所属、役職)の修正など) ……1
2. 2019年度(令和元年度)の点検結果
 - 【資料2-1】 中部地整管内の点検実施状況(全体) …………… 7
 - 【資料2-2】 三重県内の点検実施状況(全体) …………… 7
 - 【資料3-1】 中部地整管内の点検実施状況(橋梁:管理者別) …………… 9
 - 【資料3-2】 三重県内の点検実施状況(橋梁:管理者別) …………… 9
 - 【資料4-1】 中部地整管内の点検実施状況(橋梁:緊急輸送道路及び跨線橋等) ……………11
 - 【資料4-2】 三重県内の点検実施状況(橋梁:緊急輸送道路及び跨線橋等) ……………11
 - 【資料5-1】 中部地整管内(判定区分Ⅲ、Ⅳ)の修繕等措置の実施状況(橋梁) ……………13
 - 【資料5-2】 三重県内(判定区分Ⅲ、Ⅳ)の修繕等措置の実施状況(橋梁) ……………13
 - 【資料6-1】 中部地整管内の点検結果の遷移状況(橋梁:管理者別) ……………15
 - 【資料6-2】 三重県内の点検結果の遷移状況(橋梁:管理者別) ……………15
 - 【資料7】 三重県内の判定区分Ⅳの構造物リスト ……………17
 - 【資料8】 中部地整管内、三重県内の判定区分Ⅳの措置状況(橋梁) ……………17
3. 令和2年度の点検計画
 - 【資料9-1】 三重県内の令和2年度点検計画 ……………19
 - 【資料9-2】 三重県内の各道路管理者別点検計画 ……………21
道路橋、道路トンネル、シェッド、大型カルバート、横断歩道橋、門型標識点検計画

三重県道路インフラメンテナンス協議会 規約

(名 称)

第1条 本会は、「三重県道路インフラメンテナンス協議会」（以下、「協議会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 協議会は、道路法第28条の2の規定に基づき設置するもので、各道路管理者等が相互に連絡調整を行うことにより、円滑な道路管理の促進を図ることを目的とする。

(協議事項)

第3条 協議会は、第2条の目的を達成するため、次の事項について協議する。

- (1) 道路インフラの維持管理等に係る意見調整・情報共有に関すること。
- (2) 道路インフラの点検、修繕計画等の把握・調整・発注支援に関すること。
- (3) 道路インフラの損傷事例や技術基準等の共有に関すること。
- (4) その他、道路の管理に関連し会長が妥当と認めた事項。

(組 織)

第4条 協議会は、第2条の目的を達成するため、三重県内における高速自動車国道、一般国道、県道及び市町道の各道路管理者及び協議会が必要と認めるもので組織する。

2. 協議会には、会長及び副会長を置くものとし会長は国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所長、副会長は三重県県土整備部道路管理課長及び中日本高速道路会社名古屋支社津保全・サービスセンター所長とする。
3. 会長に事故等があるときは、副会長がその職務を代行する。
4. 協議会の構成は「別表－1」のとおりとする。
ただし、必要に応じ会長が指名する者の出席を求めることができる。
5. 会長は、個別課題等についての検討・調整を行うため「専門部会」を設置することができる。
ただし、必要に応じ会長が指名する者の参加を求めることができる。
6. 協議会には、高速自動車国道、一般国道、県道、市町道の代表者等からなる、幹事会を置くものとし構成は「別表－2」のとおりとする。
7. 協議会に、道路インフラ等の不具合発生時等における技術的な助言、専門的な研究機関等への技術相談の窓口として、「長寿命化推進室」を設置するものとし国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所の道路管理第二課に置く。

(幹事会)

第5条 幹事会は、会長の招集により開催するものとし、次の事項について調整する。

- (1) 協議会の運営全般についての補助、会員相互の連絡調整
- (2) 協議会における協議議題の調整
- (3) 規約の策定・改正・廃止等に係る調整
- (4) その他、協議会の運営に際し必要となる事項の調整

(事務局)

第6条 協議会の運営に関わる事務を行わせるため、事務局を置く。

2. 事務局は、国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所道路管理第二課、三重県県土整備部道路管理課、道路建設課及び中日本高速道路株式会社名古屋支社津保全・サービスセンター工務企画担当課が担うものとする。

(規約の改正)

第7条 本規約の改正等は、本協議会の審議・承認を得て行うことができる。

(その他)

第8条 本規約に定めるもののほか必要な事項はその都度協議して定めるものとする。

2. 協議会の運営に関する事項は運営細則で定める。また運営細則の改正等は規約第7条に準じる。

(附則)

本規約は、平成26年3月18日から施行する。

本規約は、平成26年6月19日から施行する。

本規約は、平成28年1月15日から施行する。

本規約は、平成28年7月12日から施行する。

本規約は、平成29年1月31日から施行する。

本規約は、平成29年7月18日から施行する。

本規約は、平成30年10月26日から施行する。

本規約は、令和元年10月29日から施行する。

本規約は、令和2年 月 日から施行する。

別表－ 1

三重県道路インフラメンテナンス協議会 名簿

	所 属	役 職
会 長	国土交通省中部地方整備局	三重河川国道事務所長
	〃	道路部 道路保全企画官
	〃	道路部 地域道路課長
	〃	北勢国道事務所長
	〃	紀勢国道事務所長
	〃	中部道路メンテナンスセンター長
副会長	三重県県土整備部	道路管理課長
	〃	道路建設課長
副会長	中日本高速道路株式会社名古屋支社	津保全・サービスセンター所長
	〃	桑名保全・サービスセンター所長
	〃	保全・サービス事業部 企画統括課長
	桑名市	都市整備部長
	いなべ市	建設部長
	木曾岬町	建設課長
	東員町	建設課長
	四日市市	都市整備部長
	菰野町	都市整備課長
	朝日町	産業建設課長
	川越町	産業建設課長
	鈴鹿市	土木部長
	亀山市	産業建設部長
	津市	建設部長

	所 属	役 職
	松阪市	建設部長
	多気町	建設課長
	明和町	まち整備課長 建設課長
	大台町	建設課長
	伊勢市	都市整備部長
	玉城町	建設課長
	大紀町	建設課長
	南伊勢町	建設課長
	度会町	建設課長 建設水道課長
	鳥羽市	建設課長
	志摩市	建設部長
	伊賀市	建設部長
	名張市	維持担当室長
	尾鷲市	建設課長
	紀北町	建設課長
	熊野市	建設課長
	御浜町	建設課長
	紀宝町	基盤整備課長
	公益財団法人三重県建設技術センター	研修・調査部長
事務局：国土交通省中部地方整備局 三重河川国道事務所道路管理第二課		
三重県県土整備部 道路管理課・道路建設課		
中日本高速道路株式会社名古屋支社 津保全・サービスセンター工務企画担当課		

別表－２

三重県道路インフラメンテナンス協議会 幹事会 名簿

	所 属	役 職
幹事長	国土交通省中部地方整備局	三重河川国道事務所副所長
	〃	道路部 道路構造保全官
	〃	道路部 地域道路課課長補佐
	〃	北勢国道事務所 副所長
	〃	紀勢国道事務所 副所長
	〃	中部道路メンテナンスセンター 保全対策官
副幹事長	三重県県土整備部	道路管理課 道路維持班長
	〃	道路建設課 橋りょう・市町道班長
副幹事長	中日本高速道路株式会社名古屋支社 津保全・サービスセンター	工務担当課長
	〃 桑名保全・サービスセンター	工務担当課長
	〃	保全・サービス事業部企画統括課 課長代理
	桑名市	土木課長
	いなべ市	建設課長
	木曾岬町	建設課長
	東員町	建設課長
	四日市市	道路整備課長 道路建設課長
	菰野町	都市整備課長
	朝日町	産業建設課長
	川越町	産業建設課長
	鈴鹿市	道路保全課長
	亀山市	土木課長

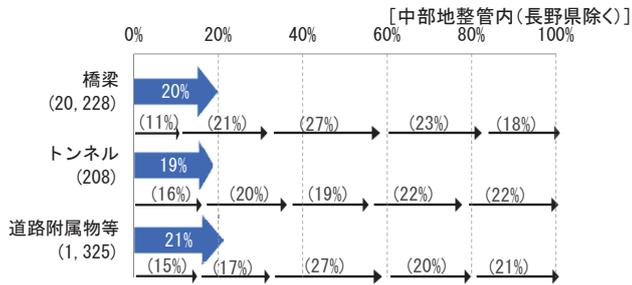
	所 属	役 職
	津市	建設整備課長
	松阪市	建設保全課長 建設保全担当参事
	〃	土木課長
	多気町	建設課長
	明和町	まち整備課長 建設課長
	大台町	建設課長
	伊勢市	維持課長
	玉城町	建設課長
	大紀町	建設課長
	南伊勢町	建設課長
	度会町	建設課長 建設水道課長
	鳥羽市	建設課長
	志摩市	建設整備課長
	伊賀市	道路河川課長
	名張市	維持担当室長
	尾鷲市	建設課長
	紀北町	建設課長
	熊野市	建設課長
	御浜町	建設課長
	紀宝町	基盤整備課長
	公益財団法人三重県建設技術センター	調査・管理課長 研修・調査部 次長
事務局：国土交通省中部地方整備局 三重河川国道事務所道路管理第二課		
三重県県土整備部 道路管理課・道路建設課		
中日本高速道路株式会社名古屋支社 津保全・サービスセンター工務企画担当課		

中部地整管内の点検実施状況(全体)

資料 2 - 1

○2019年度の点検実施率は、橋梁20%、トンネル19%、道路附属物等21%
 ○判定区分の割合は、橋梁：I 43%、II 52%、III 5%、IV 0.02%、トンネル：I 2%、II 67%、III 31%、IV 0%、道路附属物等：I 42%、II 51%、III 7%、IV 0%

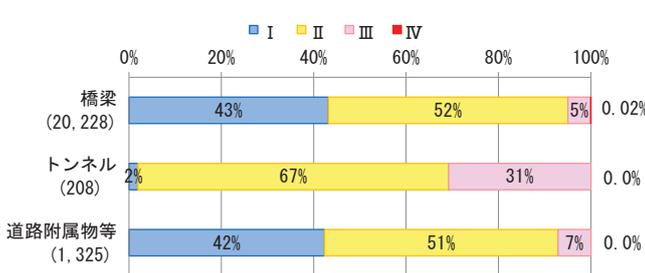
<2019年度の点検実施率(全道路管理者合計)>



施設種別	管理施設数	うち点検対象施設数※1	2019年度点検実施数	点検実施率※2
橋梁	103,439	102,858	20,228	20% (11%)
トンネル	1,197	1,115	208	19% (16%)
道路附属物等	6,421	6,231	1,325	21% (15%)

※1: 2020年3月時点での施設数のうち、供用後5年以内などを除いた施設数の合計。
 ※2: 点検対象施設数を分母とした点検実施数の割合。()内は、2014年度における点検実施率。
 ※ 2020.3末時点

<2019年度の点検結果>



施設種別	2019年度点検実施数	判定区分			
		I	II	III	IV
橋梁	20,228	8,729	10,490	1,004	5
		43%	52%	5%	0.02%
トンネル	208	4	140	64	0
		2%	67%	31%	0%
道路附属物等	1,325	561	670	94	0
		42%	51%	7%	0%

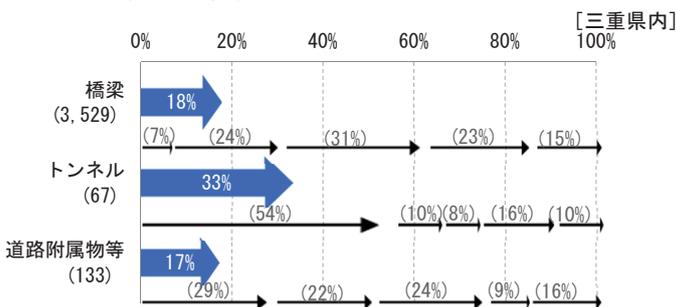
※()内は、2019年度に点検を実施した施設数の合計。
 ※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。
 ※ 2020.3末時点

三重県内の点検実施状況(全体)

資料 2 - 2

○2019年度の点検実施率は、橋梁18%、トンネル33%、道路附属物等17%
 ○判定区分の割合は、橋梁：I 44%、II 52%、III 4%、IV 0%、トンネル：I 1%、II 60%、III 39%、IV 0%、道路附属物等：I 44%、II 50%、III 6%、IV 0%

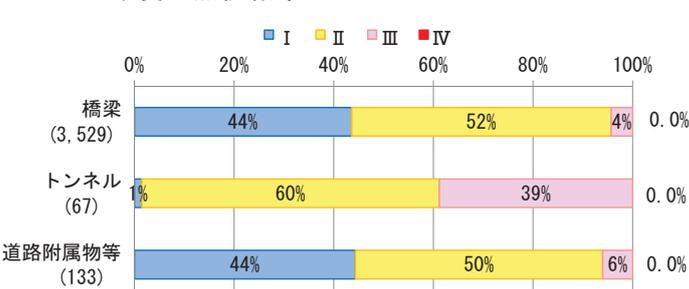
<2019年度の点検実施率(全道路管理者合計)>



施設種別	管理施設数	うち点検対象施設数※1	2019年度点検実施数	点検実施率※2
橋梁	20,012	19,869	3,529	18% (7%)
トンネル	204	199	67	33% (54%)
道路附属物等	820	768	133	17% (29%)

※1: 2020年3月時点での施設数のうち、供用後5年以内などを除いた施設数の合計。
 ※2: 点検対象施設数を分母とした点検実施数の割合。()内は、2014年度における点検実施率。
 ※ 2020.11月調査

<2019年度の点検結果>



施設種別	2019年度点検実施数	判定区分			
		I	II	III	IV
橋梁	3,529	1,539	1,838	152	0
		44%	52%	4%	0%
トンネル	67	1	40	26	0
		1%	60%	39%	0%
道路附属物等	133	59	66	8	0
		44%	50%	6%	0%

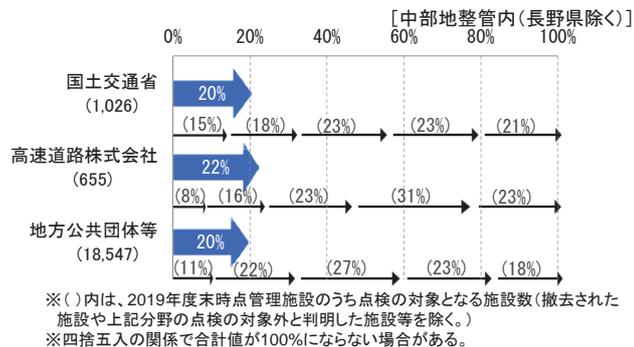
※()内は、2019年度に点検を実施した施設数の合計。
 ※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。
 ※ 2020.3末時点

中部地整管内の点検実施状況(橋梁:管理者別)

資料 3-1

○2019年度の点検実施率は、国土交通省20%、高速道路会社22%、地方公共団体等20%
 ○判定区分の割合は、国土交通省: I 56%、II 33%、III 11%、IV 0%、高速道路会社: I 7%、II 90%、III 3%、IV 0%、地方公共団体等: I 44%、II 52%、III 5%、IV 0.03%

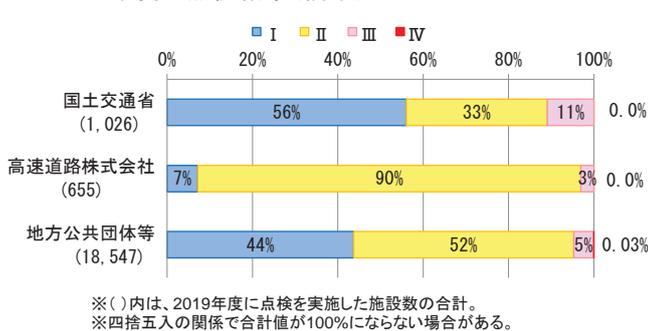
<2019年度の点検実施率(橋梁)>



	管理施設数	うち点検対象施設数※1	2019年度点検実施数	点検実施率※2
国土交通省	5,079	5,036	1,026	20% (15%)
高速道路会社	3,157	2,943	655	22% (8%)
地方公共団体等	95,203	94,879	18,547	20% (11%)

※1: 2020年3月時点での施設数のうち、供用後5年以内などを除いた施設数の合計。
 ※2: 点検対象施設数を分母とした点検実施数の割合。()内は、2014年度における点検実施率。
 ※ 2020.3末時点

<2019年度の点検結果(橋梁)> [中部地整管内(長野県除く)]



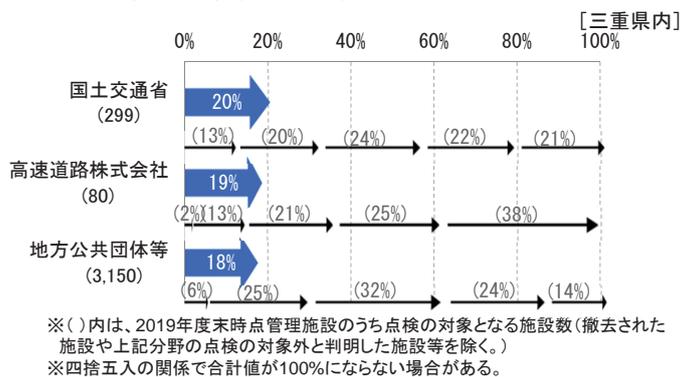
	2019年度点検実施数	判定区分			
		I	II	III	IV
国土交通省	1,026	575	339	112	0
		56%	33%	11%	0%
高速道路会社	655	47	588	20	0
		7%	90%	3%	0%
地方公共団体等	18,547	8,107	9,563	872	5
		44%	52%	5%	0.03%

三重県内の点検実施状況(橋梁:管理者別)

資料 3-2

○2019年度の点検実施率は、国土交通省20%、高速道路会社19%、地方公共団体等18%
 ○判定区分の割合は、国土交通省: I 59%、II 30%、III 11%、IV 0%、高速道路会社: I 14%、II 84%、III 3%、IV 0%、地方公共団体等: I 43%、II 53%、III 4%、IV 0%

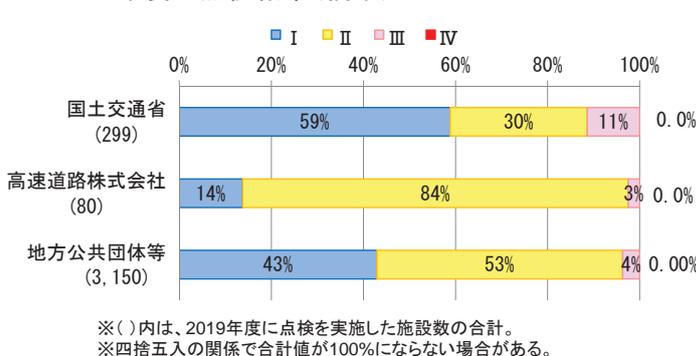
<2019年度の点検実施率(橋梁)>



	管理施設数	うち点検対象施設数※1	2019年度点検実施数	点検実施率※2
国土交通省	1,472	1,457	299	20% (13%)
高速道路会社	492	430	80	19% (2%)
地方公共団体等	18,048	17,982	3,150	18% (6%)

※1: 2020年3月時点での施設数のうち、供用後5年以内などを除いた施設数の合計。
 ※2: 点検対象施設数を分母とした点検実施数の割合。()内は、2014年度における点検実施率。
 ※ 2020.11月調査

<2019年度の点検結果(橋梁)> [三重県内]



	2019年度点検実施数	判定区分			
		I	II	III	IV
国土交通省	299	176	89	34	0
		59%	30%	11%	0%
高速道路会社	80	11	67	2	0
		14%	84%	3%	0%
地方公共団体等	3,150	1,352	1,682	116	0
		43%	53%	4%	0%

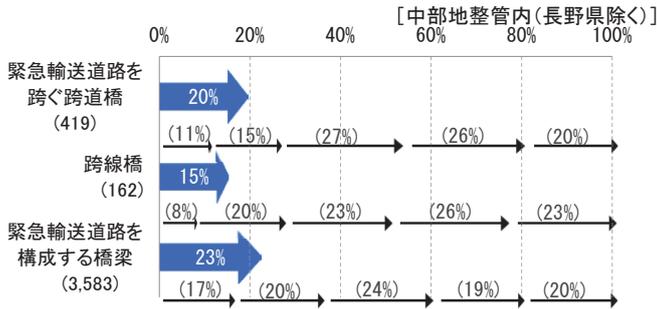
※ 2020.3末時点

中部地整管内の点検実施状況(橋梁:緊急輸送道路等)

資料4-1

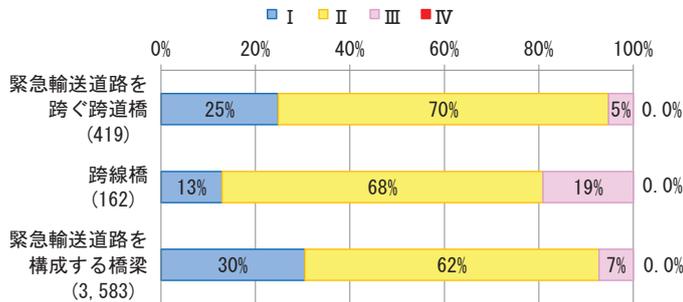
○2019年度の点検実施率は、緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋20%、跨線橋15%、緊急輸送道路を構成する橋梁23%
 ○判定区分の割合は、緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋: I 25%、II 70%、III 5%、IV 0%、跨線橋: I 13%、II 68%、III 19%、IV 0%、緊急輸送道路を構成する橋梁: I 30%、II 62%、III 7%、IV 0%

<2019年度の点検実施率(橋梁)>



※()内は、2019年度末時点管理施設のうち点検の対象となる施設数(撤去された施設や上記分野の点検の対象外と判明した施設等を除く。)
 ※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

<2019年度の点検結果(橋梁)> [中部地整管内(長野県除く)]



※()内は、2019年度に点検を実施した施設数の合計。
 ※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

	管理施設数	うち点検対象施設数※1	2019年度点検実施数	点検実施率※2
緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋	2,274	2,143	419	20% (11%)
跨線橋	1,073	1,055	162	15% (8%)
緊急輸送道路を構成する橋梁	16,150	15,867	3,583	23% (17%)

※2020.3末時点

※1:2020年3月時点での施設数のうち、供用後5年以内などを除いた施設数の合計。
 ※2:点検対象施設数を分母とした点検実施数の割合。()内は、2014年度における点検実施率。

	2019年度点検実施数	判定区分 上段:実数、下段:割合			
		I	II	III	IV
緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋	419	104	293	22	0
		25%	70%	5%	0%
跨線橋	162	21	110	31	0
		13%	68%	19%	0%
緊急輸送道路を構成する橋梁	3,583	1,090	2,232	261	0
		30%	62%	7%	0%

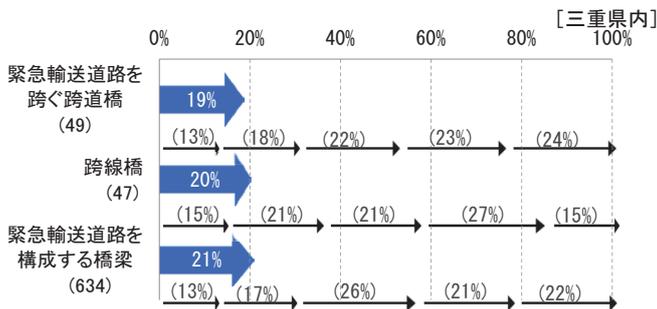
※2020.3末時点

三重県内の点検実施状況(橋梁:緊急輸送道路等)

資料4-2

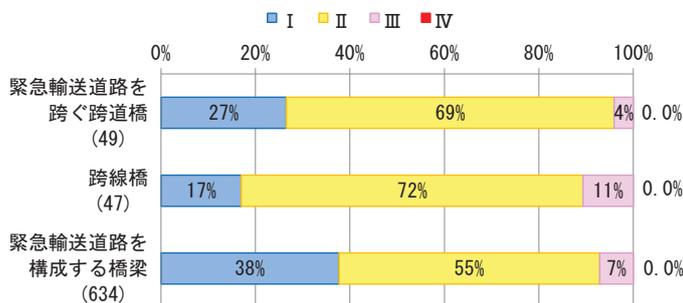
○2019年度の点検実施率は、緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋19%、跨線橋20%、緊急輸送道路を構成する橋梁21%
 ○判定区分の割合は、緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋: I 27%、II 69%、III 4%、IV 0%、跨線橋: I 17%、II 72%、III 11%、IV 0%、緊急輸送道路を構成する橋梁: I 38%、II 55%、III 7%、IV 0%

<2019年度の点検実施率(橋梁)>



※()内は、2019年度末時点管理施設のうち点検の対象となる施設数(撤去された施設や上記分野の点検の対象外と判明した施設等を除く。)
 ※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

<2019年度の点検結果(橋梁)> [三重県内]



※()内は、2019年度に点検を実施した施設数の合計。
 ※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

	管理施設数	うち点検対象施設数※1	2019年度点検実施数	点検実施率※2
緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋	279	262	49	19% (13%)
跨線橋	232	231	47	20% (15%)
緊急輸送道路を構成する橋梁	3,094	3,017	634	21% (13%)

※2020.3末時点

※1:2020年3月時点での施設数のうち、供用後5年以内などを除いた施設数の合計。
 ※2:点検対象施設数を分母とした点検実施数の割合。()内は、2014年度における点検実施率。

	2019年度点検実施数	判定区分 上段:実数、下段:割合			
		I	II	III	IV
緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋	49	13	34	2	0
		27%	69%	4%	0%
跨線橋	47	8	34	5	0
		17%	72%	11%	0%
緊急輸送道路を構成する橋梁	634	239	350	45	0
		38%	55%	7%	0%

※2020.3末時点

中部地整管内(判定区分Ⅲ、Ⅳ)の修繕等措置の実施状況(橋梁)

資料5-1

- 1巡目点検で早期に措置を講ずべき状態(判定区分Ⅲ)又は緊急に措置を講ずべき状態(判定区分Ⅳ)と診断された橋梁で、2019年度までに修繕等の措置に着手した割合は、国土交通省83%、高速道路会社42%、地方公共団体等54%。
- 判定区分Ⅲ・Ⅳである橋梁は次回点検まで(5年以内)に措置を講ずるべきとしていますが、地方公共団体における2014年度点検での判定区分Ⅲ・Ⅳと診断された橋梁は、修繕等の措置の着手率が75%と遅れています。

管理者	措置が必要な施設数 (A)	措置に着手済の施設数 (B)		未着手施設数	措置着手率 (B/A)、措置完了率 (C/A)						
		うち完了 (C)			点検年度	0%	20%	40%	60%	80%	100%
国土交通省	605	500 (83%)	178 (29%)	105 (17%)	2014	57%				40%	
					2015	52%				48%	
					2016	21%			70%		
					2017	11%			70%		
					2018	2%	29%				
高速道路会社	307	129 (42%)	87 (28%)	178 (58%)	2014					100%	0%
					2015				84%		13%
					2016	12%			33%		
					2017	6%			17%		
					2018	12%	0%				
地方公共団体	6,393	3,471 (54%)	2,774 (43%)	2,922 (46%)	2014				72%		3%
					2015				61%		7%
					2016				44%		12%
					2017				25%		17%
					2018				11%		15%
合計	7,305	4,100 (56%)	3,039 (42%)	3,205 (44%)							

※2014~2018年度に点検診断済み施設のうち、判定区分Ⅲ・Ⅳと診断された施設で、修繕等措置(設計含む)に着手(又は工事が完成)した割合(2019年度末時点)

三重県内(判定区分Ⅲ、Ⅳ)の修繕等措置の実施状況(橋梁)

資料5-2

- 1巡目点検で早期に措置を講ずべき状態(判定区分Ⅲ)又は緊急に措置を講ずべき状態(判定区分Ⅳ)と診断された橋梁で、2019年度までに修繕等の措置に着手した割合は、国土交通省92%、高速道路会社19%、地方公共団体等56%。
- 判定区分Ⅲ・Ⅳである橋梁は次回点検まで(5年以内)に措置を講ずるべきとしていますが、地方公共団体における2014年度点検での判定区分Ⅲ・Ⅳと診断された橋梁は、修繕等の措置の着手率は82%となっております。

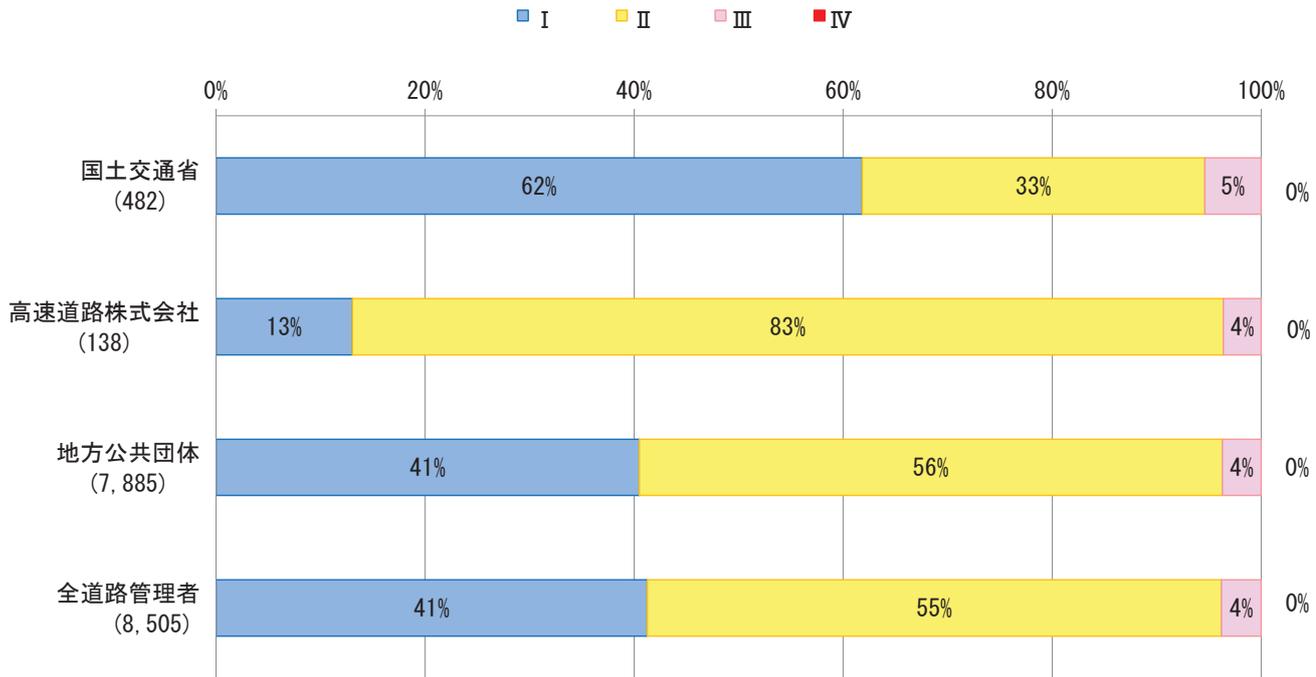
管理者	措置が必要な施設数 (A)	措置に着手済の施設数 (B)		未着手施設数	措置着手率 (B/A)、措置完了率 (C/A)						
		うち完了 (C)			点検年度	0%	20%	40%	60%	80%	100%
国土交通省	179	164 (92%)	56 (31%)	15 (8%)	2014	73%				21%	
					2015	48%				52%	
					2016	17%			65%		
					2017	12%			34%		
					2018	0%			84%		
高速道路会社	78	15 (19%)	15 (19%)	63 (81%)	2014					100%	0%
					2015					100%	0%
					2016	9%			0%		
					2017	9%			0%		
					2018	14%	0%				
地方公共団体	950	532 (56%)	422 (44%)	418 (44%)	2014				82%		0%
					2015				59%		8%
					2016				47%		9%
					2017				33%		7%
					2018				3%		34%
合計	1,207	711 (59%)	493 (41%)	496 (41%)							

※2014~2018年度に点検診断済み施設のうち、判定区分Ⅲ・Ⅳと診断された施設で、修繕等措置(設計含む)に着手(又は工事が完成)した割合(2020年11月調査)

中部地整管内の点検結果の遷移状況(橋梁)

資料6-1

○1巡目の2014年度点検で健全又は予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態(判定区分Ⅰ・Ⅱ)と診断された橋梁のうち、修繕等の措置を講じないまま、5年後の2019年度点検において、早期又は緊急に措置を講ずべき状態(判定区分Ⅲ・Ⅳ)へ遷移した橋梁の割合は全道路管理者合計で4%

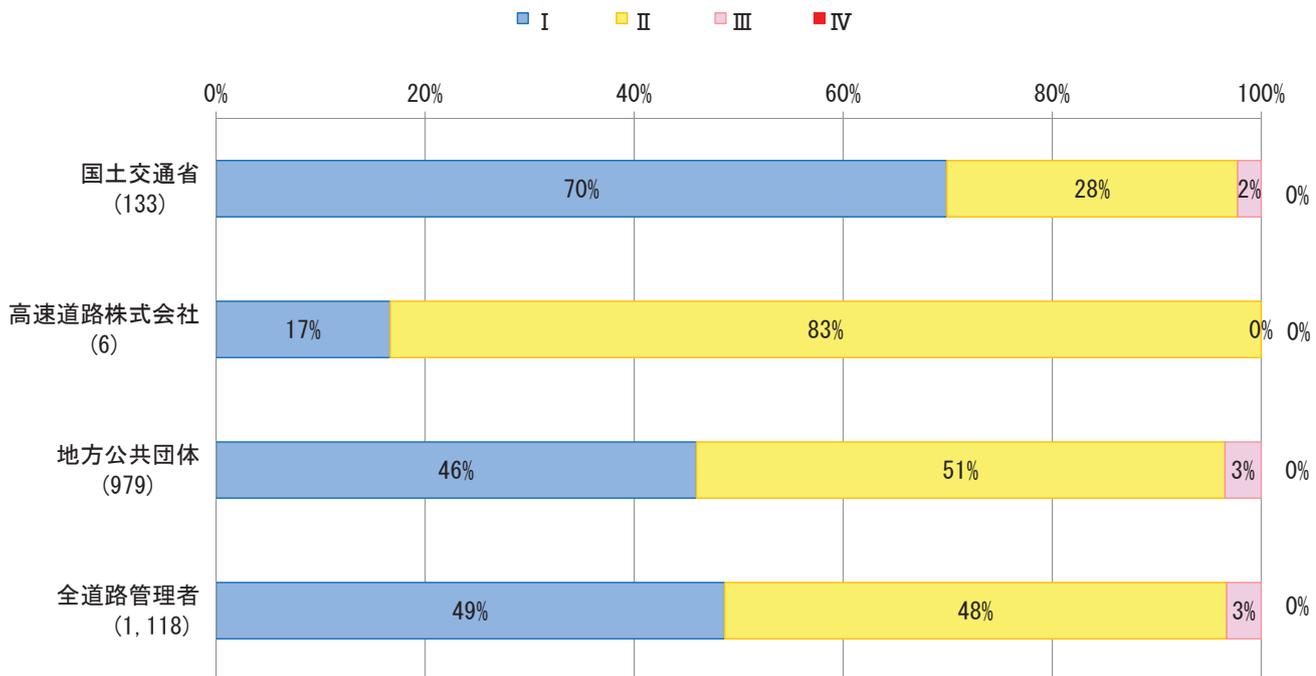


※()内は、1巡目点検(2014年度)の結果が判定区分ⅠまたはⅡとなった橋梁のうち、修繕等の措置を講じないまま2019年度に点検を実施した橋梁の合計。
※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

三重県内の点検結果の遷移状況(橋梁)

資料6-2

○1巡目の2014年度点検で健全又は予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態(判定区分Ⅰ・Ⅱ)と診断された橋梁のうち、修繕等の措置を講じないまま、5年後の2019年度点検において、早期又は緊急に措置を講ずべき状態(判定区分Ⅲ・Ⅳ)へ遷移した橋梁の割合は全道路管理者合計で3%



※()内は、1巡目点検(2014年度)の結果が判定区分ⅠまたはⅡとなった橋梁のうち、修繕等の措置を講じないまま2019年度に点検を実施した橋梁の合計。
※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

○ 2019年度末までの判定で判定区分Ⅳの施設は、緊急措置（橋梁：通行止め）を実施

<判定区分Ⅳのリスト>

○橋梁

管理者	施設名	路線名	建設年	損傷の具体的内容
松阪市	きりこあんばし 切古庵橋	市道船江切古庵線	不明	主桁端部の腐食による断面欠損
名張市	にしたわら ごうばし 西田原8号橋	市道西田原薦生線	1962	主桁の欠落及び下部構造の崩落
熊野市	こじょうがわ ごうきょう 高城川7号橋	市道上高城2号線	不明	主桁の鉄筋露出、抜け落ち
菰野町	あおたきばし 蒼滝橋	町道湯の山10号線	1932	主桁の腐食による断面欠損
度会町	ごろうがせばし 五郎ヶ瀬橋	町道和田野権田線	1925	地覆、高欄の欠損、主桁の鉄筋露出、基礎の洗堀
度会町	やなぎばし 柳橋	町道向柳線	1942	主桁、床版に鉄筋露出、基礎に侵食などの損傷
紀北町	ちようしがわはし 鏡子川橋	町道白倉1号線	1960	主桁のP C鋼材露出、破断
御浜町	ながはらはし 長原橋	町道阪本15号線	不明	床板の腐食
御浜町	ぼはし かん保橋	町道向ノ芝かん保線	不明	上部工の腐食、高欄の変形・欠損

- 修繕・更新
- 対応未定
- 撤去中（予定含む）
- 撤去・廃止済等

※判定区分

区分	状態
I 健全	構造物の機能に支障が生じていない状態
II 予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
III 早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態
IV 緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態

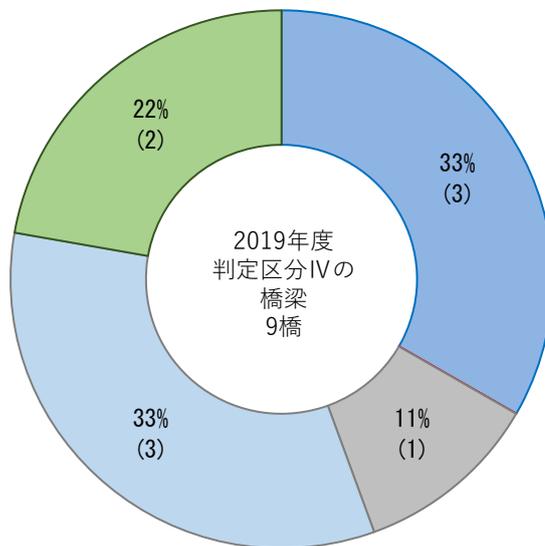
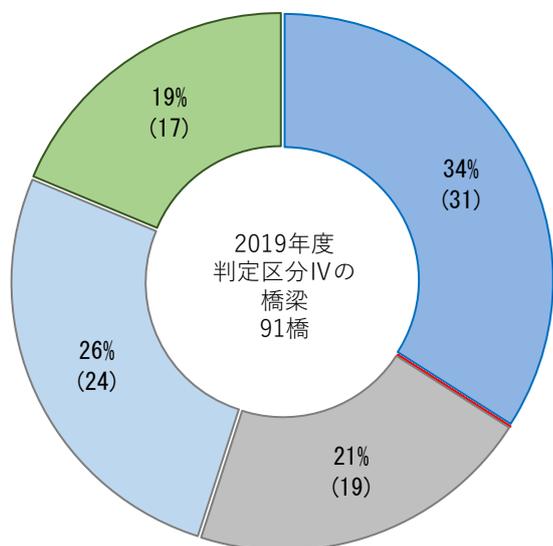
中部地整管内、三重県内の判定区分Ⅳの措置状況(橋梁)

○2019年度末までの判定で、判定区分Ⅳと診断された中部地整管内の橋梁91橋(三重県9橋)のうち、その対策として、撤去又は廃止された橋梁は41橋(三重県5橋)(予定含む)

○老朽化した道路インフラを適正に維持管理を行っていくためには、ライフサイクルコストや地域の状況を踏まえ、必要に応じて集約化・撤去などにより合理化を図っていく必要があります。

<中部地方整備局管内(長野県除く)の措置状況(橋梁)>

<三重県内の措置状況(橋梁)>



- 修繕・更新
- 対応未定
- 撤去中（予定含む）
- 撤去・廃止済等

○三重県内において、令和2年度の点検計画数は、橋梁5,252橋、トンネル18箇所、道路附属物等164施設

<令和2年度点検計画(道路施設別)>

道路施設	点検対象施設数	計画点検数	点検計画率	備考
橋梁	19,869	5,252	26%	
トンネル	199	18	9%	
道路附属物等	768	164	21%	

※ 2020年11月調査

<令和2年度橋梁点検計画(管理者別)>

管理者	点検対象施設数	計画点検数	点検計画率	備考
国土交通省	1,457	357	24%	
高速道路会社	430	68	16%	
地方公共団体等	17,982	4,827	27%	
合計	19,869	5,252	26%	

※ 2020年11月調査

【三重県内】R2「道路橋」点検計画

資料9-2

2020年11月調査

管理者名	点検対象施設数	R2	備考
国土交通省	1,457	357	
高速道路会社	430	68	
三重県	4,184	832	
津市	2,244	784	
四日市市	1,116	226	
伊勢市	435	129	
松阪市	1,756	469	
桑名市	598	211	
鈴鹿市	924	286	
名張市	321	63	
尾鷲市	169	25	
亀山市	314	85	
鳥羽市	147	40	
熊野市	414	74	
いなべ市	559	204	
志摩市	287	72	
伊賀市	1,549	398	
木曽岬町	226	45	
東員町	139	0	
菰野町	403	192	
朝日町	31	0	
川越町	70	36	
多気町	403	120	
明和町	240	79	
大台町	198	56	
玉城町	166	165	
度会町	64	37	
大紀町	170	48	
南伊勢町	306	67	
紀北町	257	6	
御浜町	152	39	
紀宝町	140	39	
国土交通省	1,457	357	
高速道路会社	430	68	
地方公共団体 計	17,982	4,827	
三重県 計	19,869	5,252	

【三重県内】R2「道路トンネル」点検計画

管理者名	点検対象施設数	R2	備考
国土交通省	36	10	
高速道路会社	24	7	
三重県	123	0	
津市	2	0	
四日市市	0	0	
伊勢市	2	0	
松阪市	3	0	
桑名市	0	0	
鈴鹿市	0	0	
名張市	0	0	
尾鷲市	1	0	
亀山市	0	0	
鳥羽市	1	0	
熊野市	0	0	
いなべ市	1	1	
志摩市	0	0	
伊賀市	0	0	
木曽岬町	0	0	
東員町	0	0	
菰野町	0	0	
朝日町	0	0	
川越町	0	0	
多気町	1	0	
明和町	0	0	
大台町	0	0	
玉城町	0	0	
度会町	0	0	
大紀町	0	0	
南伊勢町	1	0	
紀北町	2	0	
御浜町	0	0	
紀宝町	2	0	
国土交通省	36	10	
高速道路会社	24	7	
地方公共団体 計	139	1	
三重県 計	199	18	

【三重県内】R2「シェッド」点検計画

管理者名	点検対象施設数	R2	備考
国土交通省	28	5	
高速道路会社	0	0	
三重県	21	0	
津市	2	0	
四日市市	0	0	
伊勢市	0	0	
松阪市	0	0	
桑名市	0	0	
鈴鹿市	0	0	
名張市	0	0	
尾鷲市	0	0	
亀山市	0	0	
鳥羽市	0	0	
熊野市	0	0	
いなべ市	0	0	
志摩市	0	0	
伊賀市	0	0	
木曽岬町	0	0	
東員町	0	0	
菰野町	0	0	
朝日町	0	0	
川越町	0	0	
多気町	0	0	
明和町	0	0	
大台町	1	0	
玉城町	0	0	
度会町	0	0	
大紀町	0	0	
南伊勢町	0	0	
紀北町	0	0	
御浜町	0	0	
紀宝町	0	0	
国土交通省	28	5	
高速道路会社	0	0	
地方公共団体 計	24	0	
三重県 計	52	5	

【三重県内】 R2「大型カルバート」点検計画

資料9-2

2020年11月調査

管理者名	点検対象施設数	R2	備考
国土交通省	121	22	
高速道路会社	62	13	
三重県	37	35	
津市	0	0	
四日市市	3	0	
伊勢市	0	0	
松阪市	0	0	
桑名市	1	0	
鈴鹿市	0	0	
名張市	0	0	
尾鷲市	0	0	
亀山市	0	0	
鳥羽市	0	0	
熊野市	0	0	
いなべ市	0	0	
志摩市	0	0	
伊賀市	0	0	
木曽岬町	0	0	
東員町	0	0	
菰野町	0	0	
朝日町	0	0	
川越町	0	0	
多気町	0	0	
明和町	0	0	
大台町	0	0	
玉城町	0	0	
度会町	0	0	
大紀町	0	0	
南伊勢町	0	0	
紀北町	0	0	
御浜町	0	0	
紀宝町	0	0	
国土交通省	121	22	
高速道路会社	62	13	
地方公共団体 計	41	35	
三重県 計	224	70	

【三重県内】R2「横断歩道橋」点検計画

管理者名	点検対象施設数	R2	備考
国土交通省	80	37	
高速道路会社	0	0	
三重県	102	1	
津市	5	0	
四日市市	7	0	
伊勢市	0	0	
松阪市	1	0	
桑名市	16	10	
鈴鹿市	4	0	
名張市	0	0	
尾鷲市	0	0	
亀山市	0	0	
鳥羽市	0	0	
熊野市	0	0	
いなべ市	1	0	
志摩市	2	0	
伊賀市	0	0	
木曽岬町	0	0	
東員町	0	0	
菰野町	0	0	
朝日町	1	0	
川越町	0	0	
多気町	1	0	
明和町	0	0	
大台町	0	0	
玉城町	1	0	
度会町	0	0	
大紀町	0	0	
南伊勢町	1	0	
紀北町	0	0	
御浜町	0	0	
紀宝町	0	0	
国土交通省	80	37	
高速道路会社	0	0	
地方公共団体 計	142	11	
三重県 計	222	48	

【三重県内】R2「門型標識」点検計画

資料9-2
2020年11月調査

管理者名	点検対象施設数	R2	備考
国土交通省	86	20	
高速道路会社	165	21	
三重県	18	0	
津市	1	0	
四日市市	0	0	
伊勢市	0	0	
松阪市	0	0	
桑名市	0	0	
鈴鹿市	0	0	
名張市	0	0	
尾鷲市	0	0	
亀山市	0	0	
鳥羽市	0	0	
熊野市	0	0	
いなべ市	0	0	
志摩市	0	0	
伊賀市	0	0	
木曽岬町	0	0	
東員町	0	0	
菰野町	0	0	
朝日町	0	0	
川越町	0	0	
多気町	0	0	
明和町	0	0	
大台町	0	0	
玉城町	0	0	
度会町	0	0	
大紀町	0	0	
南伊勢町	0	0	
紀北町	0	0	
御浜町	0	0	
紀宝町	0	0	
国土交通省	86	20	
高速道路会社	165	21	
地方公共団体 計	19	0	
三重県 計	270	41	